

周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理
に関する条例・規則 手引書

令和8年3月策定

周南市環境生活部 環境政策課

はじめに

市では、脱炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入を推進しており、太陽光発電設備の導入が進んでいますが、一方で、全国的に土砂の流出や景観への影響、生活環境などの問題が生じる事例が起きています。

そこで、設備の適正な設置及び管理に必要な事項を定め、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境等を保全するため、令和7年度に周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例及び規則の制定をいたしました。

本手引きは、その条例及び規則を正しく運用してもらうために策定したものです。市内で太陽光発電事業を計画・実施されている事業者におかれましては、計画から処分に至るまでの事業期間全体にわたる適切な太陽光発電事業の実施に向け、本手引きに沿った各手続き等の実施をお願いいたします。

目次

1	目的	P 1
2	定義	P 2
3	市の責務	P 4
4	事業者の責務	P 4
5	土地所有者の責務	P 5
6	市民の責務	P 6
7	事前協議	P 6
8	周辺関係者への説明	P 8
9	事業計画の届出	P 10
10	標識の設置	P 12
11	事業開始の届出	P 15
12	変更の届出	P 17
13	適正な維持管理	P 19
14	地位承継の届出	P 21
15	廃止の届出	P 21
16	撤去の届出	P 22
17	報告等	P 23
18	立入調査等	P 23
19	助言又は指導	P 23
20	勧告	P 24
21	公表	P 25
22	土地所有者等への特例等	P 26
23	委任	P 27
24	附則	P 28
25	手続きの流れ	P 30

1 目的

条例	(目的) 第1条 この条例は、太陽光発電設備の設置が自然環境、生活環境、景観その他の地域環境（以下「地域環境等」という。）に及ぼす影響に鑑み、その適正な設置及び管理について必要な事項を定めることにより、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境等の保全に寄与することを目的とする。
規則	(趣旨) 第1条 この規則は、周南市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和7年周南市条例第40号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

■条例の目的

太陽光発電など再生可能エネルギーの普及はカーボンニュートラルの実現に向けた有効策です。

一方、全国的に太陽光発電設備の導入が進むなか、太陽光発電事業者と地域住民との間でトラブルが発生する事例があることから、地域住民への理解促進など地域との共生を図りつつ、適正な導入を進めるための環境の整備が課題となっています。

本条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び管理について必要な事項を定めることによって、地域住民への理解促進など地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境等の保全に寄与することを目的としています。

2 定義

<p>条例</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物に設置されるものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 太陽光発電事業 発電出力の合計が10キロワット以上の太陽光発電設備を用いて電気を得る事業（同一又は共同の関係にあると認められる者が、近接した場所に太陽光発電設備を設置する場合であって、当該太陽光発電設備の合算した発電出力が10キロワット以上となる場合を含む。）をいう。</p> <p>(3) 事業者 太陽光発電事業を行う者（国及び地方公共団体を除く。）をいう。</p> <p>(4) 事業区域 太陽光発電事業を行う一団の土地をいう。</p> <p>(5) 周辺関係者 次に掲げる者のうち、太陽光発電事業の実施に伴って地域環境等に影響を受けると認められるものとして規則で定める者をいう。</p> <p>ア 居住者</p> <p>イ 土地又は建築物について、所有権その他の権利を有する者</p> <p>ウ 自治会の代表者</p>
<p>規則</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。</p> <p>(周辺関係者)</p> <p>第3条 条例第2条第5号の規則で定める者は、事業区域の敷地境界線からの水平距離が次の各号に掲げる場合に依り、それぞれ当該各号に定める範囲内にある居住者及び土地又は建築物について所有権その他の権利を有する者並びにその範囲内に区域のある自治会の代表者とする。</p> <p>(1) 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット未満の場合 100メートル</p> <p>(2) 太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット以上の場合（次号に掲げる場合を除く。） 300メートル</p> <p>(3) 太陽光発電事業が環境影響評価法（平成9年法律第81号）第2条第2項に規定する第1種事業に該当する場合 1キロメートル</p>

■太陽光発電設備

太陽光を電気に変換する設備（太陽電池モジュール、それを支持する架台等）及びその附属設備（パワーコンディショナーや接続箱等）をいい、営農型太陽光発電設備を含みます。ただし、建築

基準法第2条第1号に規定する建築物の屋根、壁面又は屋上に設置するものは、条例の適用外とします。

■太陽光発電事業

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再エネ特措法」という。）に基づく事業計画の認定の有無に関わらず、発電出力※の合計が10kW以上の太陽光発電設備により電気を得る事業を本条例の対象とします。

※各系列における太陽光電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値とします。

■事業者

太陽光発電事業の計画段階から太陽光発電設備を撤去するまでの間を通して事業者といたします。

■事業区域

道路や水路などで分断された区域であっても一体的に利用している場合は、一つの事業区域とします。また、事業者が異なる場合で施設の一部を共用して事業を実施する場合などは一つの事業区域とみなします。

■周辺関係者

太陽光発電事業の実施に伴って、地域環境等に影響を受けると認められる規則で定める者と規定しています。具体的には、太陽光発電設備の発電出力の合計に応じて設定した範囲内の居住者、事業所や病院等の代表者など土地又は建築物の所有者その他の権利を有する者、自治会の代表者、が該当します。

3 市の責務

条例	(市の責務) 第3条 市は、第1条の目的を達成するために、この条例の適正かつ円滑な運用を図るよう必要な措置を講じなければならない。
----	--

■市の責務

市は、地域と共生した太陽光発電事業を推進するとともに、良好な地域環境等の保全に寄与するため、制度の周知及び各手続きに対する相談、受付をはじめ、必要に応じて助言、指導等を行います。

4 事業者の責務

条例	(事業者の責務) 第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施に当たっては、関係法令及びこの条例を遵守するとともに、災害の発生の防止及び地域環境等を保全するために必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、周辺関係者と良好な関係を保つよう努めなければならない。 3 事業者は、太陽光発電事業に関する対応、苦情及び紛争の処理に当たっては、誠意をもってその解決に努めなければならない。
----	---

■法令遵守

事業者は、太陽光発電設備の設置に係る関係法令（再エネ特措法、電気事業法など）、本条例及び規則を遵守してください。

太陽光発電設備の発電出力や設置する場所によって、関係する法令が異なることが考えられます。事業者の責任において、法令を所管する行政機関に問い合わせをして、手続が必要か否か事前に十分確認をしてください。

また、太陽光発電事業の実施に当たっては、下記ガイドラインなどを確認の上、必要な措置を講じてください。（ガイドラインなどは適宜改訂が行われるため、利用に際しては最新版をご参照ください）

- ・「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」 資源エネルギー庁策定
- ・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」 資源エネルギー庁策定
- ・「廃棄等費用積立ガイドライン」 資源エネルギー庁策定
- ・「太陽光発電の環境配慮ガイドライン」 環境省策定
- ・「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」 環境省策定

■地域環境等の保全

事業者は、太陽光発電事業の全体を通して地域環境等を保全するための対策を講じてください。

■周辺関係者との良好な関係

事業者は、地域環境等について周辺関係者が不安を抱くことがないように、周辺関係者に対して事業内容等について十分な説明を行い、良好な関係を保つよう努めてください。（P8 参照）

5 土地所有者等の責務

条例	<p>（土地所有者等の責務）</p> <p>第5条 事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者（第22条において「土地所有者等」という。）は、第1条の目的を達成するために、当該事業区域を適正に管理するよう努めなければならない。</p>
----	--

■土地所有者等の責務

事業者が破産その他の理由により太陽光発電事業の継続が困難と認められる場合や誰が事業者なのか特定できない場合などにおいては、土地所有者等は、当該事業者に代わり地域環境等が保全されるよう事業区域を適正に管理するよう努めなければなりません。（P22 参照）

6 市民の責務

条例	(市民の責務) 第6条 市民は、第1条の目的を達成するために市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。
----	---

■市民の責務

市民は、事業者が開催する説明会に、周辺関係者に該当する場合は積極的に参加をしていただき、必要に応じて意見や質問を行ってください。事業者と周辺関係者において、事業の計画段階でしっかりと理解を深めていただくことが重要です。

7 事前協議

条例	(事前協議) 第7条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとするときは、太陽光発電設備ごとに、規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、あらかじめ市長と協議を行わなければならない。
規則	(事前協議) 第4条 条例第7条の協議は、太陽光発電事業事前協議書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1) 事業区域の位置図 (2) 事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類 (3) 現況写真 (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■事前協議

事業者は、太陽光発電事業の枠組み（場所、規模等）が決まった段階において、市へ関係書類を添えて事前協議書を提出してください。（郵送・電子メール可）

事前協議書の提出後、内容確認を行い後日連絡いたします。（期間は2週間程度要します）

必要に応じて、内容に関して確認及び修正をお願いする場合があります。

市から事前協議の終了の連絡があった後、第5条の説明会を行ってください。

また、協議書を提出した後に当該事業を取りやめた場合は、速やかにその旨を連絡ください。

※条例の施行日（令和8年4月1日）前に設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合については、この手続は必要ありません。

■留意事項

①「事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類」は、地図（1,000分の1以上の縮尺）に事業区域及び周辺関係者の及ぶ範囲を示してください。

②「現況写真」は、土地の現況が確認できるように撮影してください。

③太陽光発電事業の実施により、地域環境等に一定の影響があると考えられる場合は、その考えられる影響の内容及び当該影響への対応方針を記載した書類などの提出を求めることがあります。

別記様式第1号（第4条関係）太陽光発電事業事前協議書

■記入に関する事項

①事業区域の所在地は、全ての地番を記入してください。

②太陽光発電設備の発電出力の合計は、電気事業法等に基づく手続で届け出る値との整合に注意してください。

③運転開始予定日は、太陽光発電設備を稼働して発電を開始する予定日を記入してください。

④連絡先は、事業者が法人の場合、担当する部署等について記入してください。

8 周辺関係者への説明

条例	<p>周辺関係者への説明</p> <p>第8条 事業者は、前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。</p> <p>2 前項の説明会を行うに当たっては、事業者は、前条の協議の結果を反映した事業計画の内容について、周辺関係者の理解を得られるよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、周辺関係者からの質問及び意見を一定期間にわたり受け付けるとともに、それらを踏まえ、当該周辺関係者と協議の上、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
規則	<p>(説明会)</p> <p>第5条 事業者は、条例第8条第1項の説明会にあつては、次に掲げる事項を説明しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画の概要</p> <p>(2) 関係法令の遵守に関する事項</p> <p>(3) 事業区域についての所有権その他の使用の権利の取得に関する事項</p> <p>(4) 太陽光発電設備の設置に係る工事の概要</p> <p>(5) 事業者の関係者(主な出資先を含む。)に関する事項</p> <p>(6) 太陽光発電事業が周辺地域の自然環境、生活環境、景観その他の地域環境(以下「地域環境等」という。)に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容</p> <p>(7) 維持管理に関する事項</p> <p>(8) 太陽光発電事業に伴い生じ得る廃棄物その他の処理に関する事項</p> <p>2 事業者は、条例第8条第1項の説明会の開催を予定する日時及び場所を説明会の開催を予定する日の2週間前までに、周辺関係者に対し次のいずれかの方法により通知しなければならない。</p> <p>(1) 投函又は個別訪問により書面を配布する方法</p> <p>(2) 回覧板へ掲載する方法</p> <p>3 事業者は、自ら説明会に出席し、説明するとともに説明会の内容を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録し、当該記録媒体を当該太陽光発電事業が終了するまでの間適切に保管しなければならない。</p>

■説明会の開催

条例の目的である“地域と共生した太陽光発電事業”を推進するため、事業者は、事前協議を終えた後、事業計画を提出するまでの間に、周辺関係者に対して説明会を開催してください。説明会では事業者自ら説明及び適切な情報提供を行い、地域環境等に関する地域の懸念に対し、周辺関係

者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な対応を行ってください。

■留意事項

①対象事業

本市では、地域とのコミュニケーションを一層促進するため発電出力の合計が 10kW 以上の場合、説明会の開催を必要としています。再エネ特措法とは、説明会の実施条件が異なりますので御注意ください。

②開催案内

説明会の開催日時及び場所、事業者の氏名・名称及び連絡先、事業の概要（事業実施場所、設備の出力、着工予定時期、運転開始予定時期、質問等は開催後 2 週間以上の期間設けることなど）を明示して、開催予定日の 2 週間前までに周辺関係者へ説明会を開催する旨を周知してください。

③周知方法

投函（郵送、ポスティング等）若しくは個別訪問による書面配布、又は自治会の回覧板の掲載などにより周知してください。

※土地所有者への周知に関しては、「説明会の開催について（周知用）」を市へ提出していただき、市のホームページで公表することで周知したものとすることが可能です。

④開催日時

夜間や土日など参集しやすい日時としてください。なお、周辺関係者の負担軽減の観点から関係法令に基づく説明会を開催する場合には、同時に実施するよう努めてください。

⑤開催場所

市民センター、集会所など周辺関係者が参集しやすい場所で開催してください。

⑥重要な説明項目

地域環境等に対して及ぼし得る影響及びその予防措置の内容については特に丁寧な説明をお願いします。具体的には、騒音・振動、水の汚れ・濁り、反射光、雑草の繁茂等について、影響の有無とその予防措置に関する説明を行ってください。

⑦質問等への対応

質問等の受付期間は、説明会終了から 2 週間以上の期間を設けてください。

9 事業計画の届出

<p>条例</p>	<p>(事業計画の届出)</p> <p>第9条 事業者は、太陽光発電設備の設置に係る工事（以下「設置工事」という。）に着手する日の30日前までに、第7条の協議及び前条第3項の規定による周辺関係者の意見を踏まえた事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。</p> <p>2 事業計画は、地域の特性及び事情を考慮したものとするよう努めなければならない。</p> <p>3 事業者は、第1項の規定により届け出た事項を変更しようとするとき、又は設置工事を中止したときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。</p>
<p>規則</p>	<p>(事業計画の届出)</p> <p>第6条 条例第9条第1項の規定による事業計画の届出は、太陽光発電事業計画届出書（別記様式第2号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 事業者の住民票若しくは住民票記載事項証明書又は戸籍謄本等（法人にあっては、登記事項証明書）の写し</p> <p>(2) 事業区域について、所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類の写し</p> <p>(3) 太陽光発電設備の構造図及び配線図</p> <p>(4) 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類</p> <p>(5) 説明会報告書（別記様式第3号）</p> <p>(6) 誓約書（別記様式第4号）</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p> <p>2 市長は、前項による届出を受けた事業計画が他の市町村の区域の地域環境等の保全に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該区域を管轄する市町村長及び関係する行政機関の長等に対し、その旨を通知することができる。</p>

■事業計画の届出

事業者は、周辺関係者への説明会を開催した後、意見を踏まえて、必要に応じて事業計画に反映し、太陽光発電設備の設置に関する工事に着手しようとする日の30日前までに市へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子メール可。）

※条例の施行日（令和8年4月1日）前に設置済及び設置工事に着手した太陽光発電事業を行う場合については、この手続は必要ありません。

事業計画の変更について、周辺関係者に対し説明会が必要となる重要事項は規則第9条に規定します。(P17、21 参照)

別記様式第2号(第6条関係) 太陽光発電事業計画届出書

■記入に関する注意事項

- ①添付書類の住民票等は、提出日の3か月以内に発行したものに限ります。
- ②添付書類の「所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得することができることを証する書類」とは、当該土地に関する登記事項証明書や賃貸借契約書、地上権設定契約書等です。
- ③添付書類の「関係法令に係る手続の実施状況を示す書類」は、「太陽光発電事業に係る関係法令等の手続状況」を提出してください。
- ④事業廃止に伴う設備の処分方法について、耐用年数は製品カタログなどを参考にし、処分先は現在予定している処分先を、また費用は概算を記入してください。

10 標識の設置

条例	(標識の設置) 第10条 事業者は、設置工事に着手した後速やかに、道路その他公共の場から見えやすい場所に規則で定める事項を記載した標識を設置しなければならない。 2 前項の標識は、当該標識に係る太陽光発電設備を撤去する日まで設置するものとする。
規則	(標識の記載事項等) 第7条 条例第10条第1項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。 (1) 太陽光発電設備の設置場所 (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計 (3) 事業者並びに保守点検責任者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先 (4) 運転開始年月日 2 事業者は、前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、速やかに標識の書換えその他の必要な措置を講じなければならない。

■標識の設置

事業者は、設置工事に着手した後、太陽光発電設備を撤去するまでの間、所定の標識を設置してください。なお、条例の施行日（令和8年4月1日）前に設置済み及び設置工事に着手した太陽光発電事業を行う場合は、令和9年3月31日までに設置してください。

■留意事項

①他の法令に基づき設置する標識との関係

他の法令で標識の設置を求められている場合、当該標識の記載事項において、条例が求める記載事項が含まれている場合は、他の法令の標識に記載がない項目を当該標識に追加することで、条例で義務付けている標識の設置があったものとみなします。

②記載事項の変更

標識の変更に当たっては、既に設置されている標識の記載事項の変更箇所のみを修正する対応で差し支えありません。なお、届け出た事項を変更しようとするときは、太陽光発電事業変更届（別記様式第6号）の提出が必要です。（P17、21参照）

③規格

標識は、風雨等により文字が消えることのないよう適切な材料を使用するとともに、強風等で標識が飛散しないように設置してください。

標識の大きさは、縦25cm以上、横35cm以上としてください。

図 標識のイメージ

2 5 cm 以 上	太陽光発電事業の設備		
	設置場所	周南市〇〇番地〇号	
	設備出力	〇〇kw	
	太陽光発電事業者	氏名	〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇
		住所	〇〇県〇〇市〇〇番地〇〇号
		連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	保守点検責任者	氏名	〇〇株式会社 代表者 〇〇〇〇
		住所	〇〇県〇〇市〇〇番地〇〇号
		連絡先	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇
	運転開始年月日	(西暦) 〇〇〇〇年〇月〇〇日	
35cm以上			

④標識の記載事項

●設置場所

設置場所の土地の地番が複数ある場合は、代表地番を記載してください。

●設備の出力

各系列における太陽電池モジュールの合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい値を記載してください。

●事業者の氏名、住所及び連絡先

法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先を記載してください。なお、連絡先は、緊急時に連絡がとれる電話番号を記載してください。

●保守点検責任者の氏名、住所及び連絡先

当該設備の維持管理を行う者について記載してください。

法人にあつては、名称、代表者の役職及び氏名、主たる事務所の所在地並びに連絡先を記載してください。また、連絡先は、緊急時に連絡がとれる電話番号を記載してください。

●運転開始年月日

設備の運転を予定している日を記載してください。

1 1 事業開始の届出

条例	(事業開始の届出) 第 11 条 第 9 条の規定による届出をした事業者は、設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに規則で定めるところにより、当該太陽光発電事業の内容について、市長に届け出なければならない。 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項を変更しようとするときは、その旨を市長に届け出なければならない。この場合において、変更しようとする内容が規則で定める重要な事項に該当するときは、周辺関係者に対し説明会を開催しなければならない。
規則	(事業開始の届出) 第 8 条 条例第 11 条第 1 項による届出は、太陽光発電事業開始届出書（別記様式第 5 号）に、第 4 条各号に掲げる書類を添えて行うものとする。ただし、同条の規定により提出した書類であって、その内容に変更がないものについては、これを省略することができる。

■事業開始の届出

事業者は、太陽光発電事業を開始したときは、速やかに市（環境政策課）へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子メール可）

また、「市長が必要と認める書類」として、電気事業法で規定する「基礎情報届出」の写しなど関係法令での手続を適正に実施しているか確認するための書類の提出を求めることがあります。

事業開始届出書の変更について、周辺関係者に対し説明会が必要となる重要な事項は、規則第 9 条に規定します。（P 17、21 変更の届出を参照）

■留意事項

条例の施行日（令和 8 年 4 月 1 日）前に設置済み及び設置工事に着手した太陽光発電設備を利用して太陽光発電事業を行う場合は、令和 9 年 3 月 31 日までに届出を行ってください。

その場合、規則第 4 条各号及び第 6 条第 1 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる書類を添付してください。

●規則第 4 条各号に掲げる書類

（1）事業区域の位置図、（2）事業区域及び前条に規定する範囲が確認できる書類、（3）現況写真、（4）市長が必要と認める書類

●第 6 条第 1 項各号（第 5 号を除く。）に掲げる書類

(1) 事業者の住民票等の写し、(2) 所有権その他の使用の権利を有すること又はこれを確実に取得できることを証する書類、(3) 太陽光発電設備の構造図及び配線図、(4) 関係法令に係る手続の実施状況を示す書類、(6) 誓約書、(7) 市長が必要と認める書類

別記様式第5号(第8条関係) 太陽光発電事業開始届出書

■記入に関する注意事項

保守点検責任者及び事業者の連絡先は、標識の記載事項と同様です。

1 2 変更の届出

条例	(準用) 第 12 条 第 8 条第 2 項及び第 3 項の規定は、第 9 条第 3 項及び前条第 2 項の説明会の開催について準用する。この場合において、第 8 条第 2 項中「前条の協議の結果を反映した事業計画の内容」とあるのは、「変更しようとする内容」と読み替えるものとする。
規則	(変更の届出) 第 9 条 条例第 9 条第 3 項及び第 11 条第 2 項の規定による届出は、太陽光発電事業変更届出書（別記様式第 6 号）に市長が必要と認める書類を添えて行うものとする。ただし、次項第 1 号に該当する場合は、第 12 条の手続きによるものとする。 2 条例第 9 条第 3 項及び第 11 条第 2 項の規則で定める重要な事項は、次に掲げるものとする。 (1) 譲渡、合併、その他の事由を原因とした事業者の変更 (2) 太陽光発電設備の発電出力の合計を 20 パーセント以上又は 50 キロワット以上増加する変更 (3) その他市長が必要と認める変更 3 事業者は、前項に該当する場合は、条例第 9 条第 3 項又は第 11 条第 2 項の説明会を開催しなければならない。 (準用) 第 10 条 第 5 条第 2 項及び第 3 項の規定は、前条第 3 項の説明会の開催について準用する。この場合において、第 5 条第 2 項中「条例第 8 条第 1 項」とあるのは、「条例第 9 条第 3 項又は第 11 条第 2 項」と読み替えるものとする。

■変更の届出

事業者は、「事業計画」又は「事業開始」届出の内容を変更しようとする場合、市へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子メール可）

■市長が必要と認める書類

①標識の写真

標識の記載事項に変更がある場合は、標識の書換えを行ったことを証する写真（記載事項が確認できるように撮影してください。）

②「説明会報告書」（別記様式第 3 号）

事業者の変更など規則に示す重要な事項を変更しようとする場合、届出書を提出する前に、改

めて周辺関係者に対する説明会を開催してください。(P 8 参照)

別記様式第 6 号 (第 9 条関係) 太陽光発電事業変更届出書

■記入に関する注意事項

- ①事業者の所在地や電話番号などに変更がある場合には、「事業者に関する事項」欄にその内容及び理由を記入してください。
- ②「その他」欄には、保守点検責任者に関する事項などについて記入してください。
- ③変更内容の内容が確認できる書類は、変更内容に応じて、規則第 6 条第 1 項の各号に掲げる書類のうち必要なものを提出してください。(P10 参照)

1 3 適正な維持管理

<p>条例</p>	<p>(適正な維持管理)</p> <p>第 13 条 事業者は、太陽光発電設備を撤去するまでの間、災害の発生の防止及び地域環境等の保全に支障が生じないように、次に掲げる事項及び規則で定めるところにより、安全かつ良好な状態に維持しなければならない。</p> <p>(1) 太陽光発電設備等（当該太陽光発電設備及びその事業区域をいう。第 3 号において同じ。）について、適正な維持管理をするために必要な体制を整備すること。</p> <p>(2) 事業区域からの残材等の飛散、雑草の繁茂等により、地域環境等の保全に支障を生じさせないこと。</p> <p>(3) 事故、災害等による太陽光発電設備等の損壊に起因し、地域環境等の保全に支障が生じたとき、又は生じるおそれがあるときは、直ちに周辺関係者に周知するとともに、速やかに当該太陽光発電設備等の復旧その他の当該支障の除去のために必要な措置を講じること。</p> <p>(4) 前号の場合に備え、火災保険、地震保険その他の必要な保険に加入するよう努めること。</p> <p>2 事業者は、前項第 3 号の措置を講じたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。</p>
<p>規則</p>	<p>(適正な維持管理)</p> <p>第 11 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 外部から容易に太陽光発電設備に触れることができないように、発電設備と柵塀等との距離を空けるようにした上で、構内に容易に立ち入ることができないよう柵塀等をするなどの安全上の対策を講ずること。</p> <p>(2) 太陽光発電設備等の定期的な保守点検及び維持管理並びにそれらの内容の記録及び当該記録を太陽光発電事業が終了するまでの間保管すること。</p> <p>2 条例第 13 条第 2 項の規定による報告は、事故等報告書（別記様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。</p> <p>(1) 事故等発生時の状況及び措置後の状況が確認できる写真</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類</p>

■維持管理

事業者は、規則で定める事項の外、電気事業法をはじめとする関係法令や各種ガイドラインに従って太陽光発電施設等を管理してください。

①柵塀等の設置

第三者が太陽光発電設備に容易に近づくことができない場合を除き、構内に容易に立ち入ることができない高さの柵塀等であって、容易に取り外しができないものを設置してください。

②保守点検及び維持管理

保守点検及び維持管理の計画を策定の上、その実施体制を構築し、太陽光発電設備が技術基準に適合し続けるようにしてください。

また、適正な管理が実施されているか確認するために報告を求めることがありますので、保守点検・維持管理の記録を保管しておいてください。

■保険加入

事業者は、一般的な事業継続のための保険のみならず、パネルの飛散や設備の崩落など事故や自然災害等に備え、他者へ損害を与えた際にも補償される保険へ加入するようにしてください。

別記様式第7号（第11条関係）事故等報告書

■記入に関する注意事項

①事故等の発生日時は、把握可能な範囲で記入してください。

②「事故等の内容」などの詳細については、電気事業法に基づく報告で提出した書類の写しを添付しても構いません。

1 4 地位承継の届出

条例	(地位承継の届出) 第 14 条 事業者の地位を承継した者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
規則	(地位承継の届出) 第 12 条 条例第 14 条の規定による届出は、太陽光発電事業地位承継届出書（別記様式第 8 号）に、次に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類 (2) その他市長が必要と認める書類

1 5 廃止の届出

条例	(廃止の届出) 第 15 条 事業者は、太陽光発電事業を廃止しようとするときは、太陽光発電設備の稼働を停止する日の 30 日前までに（その廃止が損壊その他のやむを得ない事情による場合にあっては、速やかに）、市長に届け出なければならない。 2 事業者は、太陽光発電設備を撤去及び処分するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（和和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき、適切に処理しなければならない。
規則	(廃止の届出) 第 13 条 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、太陽光発電事業廃止届出書（別記様式第 9 号）により行うものとする。

別記様式第 9 号（第 13 条関係）太陽光発電事業廃止届出書

■記入に関する注意事項

事業廃止予定日は、太陽光発電設備の稼働停止予定日を記入してください。

1 6 撤去の届出

条例	(撤去の届出) 第 16 条 前条の規定による届出をした事業者は、太陽光発電設備の撤去工事が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに市長に届け出なければならない。
規則	(撤去の届出) 第 14 条 条例第 16 条の規定による届出は、太陽光発電事業撤去完了届出書（別記様式第 10 号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。 (1) 太陽光発電設備の撤去前後の状況が確認できる写真 (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

■撤去完了の届出

事業者は、太陽光発電事業の廃止に伴い、太陽光発電設備を撤去したときは、速やかに市（環境政策課）へ関係書類を添えて届出書を提出してください。（郵送・電子メール可）

■留意事項

事業者は、太陽光発電設備を撤去するまで、太陽光発電設備等を適正に管理してください。

また、太陽光発電設備を撤去及び処分するときは、関係法令等の規定に基づき適正に処理してください。

別記様式第 10 号（第 14 条関係）太陽光発電設備撤去完了届出書

■記入に関する注意事項

当該太陽光発電事業に関する設備を撤去した後の土地利用について記入してください。

例) 「売却予定」、「土地所有者へ返却」など

1 7 報告等

条例	(報告等) 第 17 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、その太陽光発電事業に関する報告又は資料の提出を求めることができる。
----	---

■報告の徴収

本条例は、事業開始の届出等をされているか否かに限らず対象となる太陽光発電設備について適用されるため、失念等により未届の設備であっても報告又は資料の提出を求めることがあります。

1 8 立入調査等

条例	(立入調査) 第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者の事務所、事業所又は事業区域に立ち入り、必要な調査をさせ、又は関係者に質問をさせることができる。 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
規則	(身分証明書) 第 15 条 条例第 18 条第 2 項の身分を示す証明書は、身分証明書（別記様式第 11 号）とする。

1 9 助言又は指導

条例	(助言又は指導) 第 19 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し助言又は指導をすることができる。
規則	(指導) 第 16 条 条例第 19 条の規定による指導は、指導通知書（別記様式第 12 号）により行うものとする。

20 勧告

条例	<p>(勧告)</p> <p>第20条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該事業者に対し期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。</p> <p>(1) 第7条の協議を行わず、又は虚偽の内容で協議を行ったとき。</p> <p>(2) 第8条第1項、第9条第3項又は第11条第2項の説明会を開催しなかったとき、又は虚偽の説明をしたとき。</p> <p>(3) 第9条第1項、同条第3項、第11条、第14条、第15条第1項又は第16条に規定する届出をせず、又は虚偽の届出を行ったとき。</p> <p>(4) 第10条の標識を設置していないとき。</p> <p>(5) 第13条第1項に規定する適正な維持管理を怠ったことにより、事業区域外に被害を与えたとき、又は被害を与えるおそれがあるとき。</p> <p>(6) 第13条第2項の報告を正当な理由なく行わず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>(7) 第17条の報告若しくは資料の提出を正当な理由なく拒み、又は虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をしたとき。</p> <p>(8) 第18条第1項の規定による立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の質問に対し答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。</p> <p>(9) 前条の指導に正当な理由なく従わなかったとき。</p> <p>2 前項の勧告を受けた事業者は、当該勧告を受けて講じた措置の内容について、速やかに市長に報告しなければならない。</p>
規則	<p>(勧告)</p> <p>第17条 条例第20条第1項の規定による勧告は、勧告通知書（別記様式第13号）により行うものとする。</p>

■ 勧告

市長は、本条例の規定に違反したなどの場合に、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講じるよう勧告を行います。

2 1 公表

条例	<p>(公表)</p> <p>第 21 条 市長は、前条第 1 項の勧告を受けた事業者が、正当な理由なくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。</p> <p>(1) 当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）</p> <p>(2) 当該勧告の内容</p> <p>(3) 当該勧告に従わなかった事実</p> <p>2 市長は、公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る事業者に対し、弁明の機会を与えなければならない。</p>
規則	<p>(公表及び弁明の方法)</p> <p>第 18 条 条例第 21 条第 1 項の規定による公表は、周南市公告式条例（平成 15 年周南市条例第 3 号）第 1 条の規定の例によるほか、市のホームページへの掲載その他の適切な方法によるものとする。</p> <p>2 条例第 21 条第 2 項に規定する弁明は、弁明書の提出により行うものとする。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、口頭であることができる。</p> <p>3 市長は、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その日時）までに相当な期間において、弁明の機会を与えようとする者に対し、弁明通知書（別記様式第 1 4 号）により通知しなければならない。</p>

■公表

市長は、勧告を受けた事業者が正当な理由なく勧告に従わない場合、当該事実を市の掲示板やホームページへ掲載するなどの方法により公表します。

■弁明の機会

事業者が公表に対して弁明しようとするときは、弁明通知書に記載の提出期限までに意見を記載した書面を市へ提出してください。（様式を問いません）

2 2 土地所有者等への特例等

条例	<p>(土地所有者等への特例等)</p> <p>第 22 条 次に掲げる場合については、土地所有者等を事業者とみなして、第 13 条及び第 17 条から第 20 条（第 1 項第 1 号から第 4 号までを除く。）までの規定を適用する。</p> <p>この場合において、第 18 条第 1 項中「事務所、事業所又は事業区域」とあるのは、「事業区域」とする。</p> <p>(1) 事業者が破産その他の理由により太陽光発電事業の継続が困難と認められる場合 (2) 事業者を過失なく確知できない場合</p> <p>2 土地所有者等は、前項各号の事由が生じる場合に備えて、あらかじめ、事業者との太陽光発電事業に係る土地の利用に関する契約において、土地の原状回復及びその費用負担に係る条項を設けることその他の適切な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>
----	--

■土地所有者等への特例

土地所有者等は、当該土地を適切に管理する責任があります。(P 5 参照)

そのため、事業者が条例第 22 条第 1 項各号に規定する事項に該当する場合には、土地所有者等を事業者とみなして、次の条項を適用します。

条例第 22 条第 1 号第 2 号の「事業者を過失なく確知できない場合」とは、市が事業者を特定できない場合が挙げられます。

- 第 13 条 適正な維持管理
- 第 17 条 報告等
- 第 18 条 立入調査
- 第 19 条 助言又は指導
- 第 20 条 勧告

土地所有者等は、事業者へ土地を貸される場合は、土地の原状回復及びその費用負担に関することを契約書等に明記し、保証金などを事前に預かるなど、将来トラブルが発生しないよう措置を講じてください。

23 委任

条例	(委任) 第 23 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
規則	(その他) 第 19 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

24 附則

<p>条例</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(準備行為)</p> <p>2 第9条第1項に規定する届出を行うために必要な準備行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。</p> <p>(既存設備等に係る経過措置)</p> <p>3 施行日前に事業者が設置工事に着手し、又は設置工事が完了した太陽光発電設備(以下「既存設備等」という。)については、第4条、第5条及び第10条から第22条までの規定を適用する。</p> <p>4 既存設備等に対する第10条第1項及び第11条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「設置工事に着手した後速やかに」とあるのは「令和9年3月31日までに」と、第11条第1項中「第9条の規定による届出をした事業者」とあるのは「事業者」と、「設置工事が完了し、太陽光発電事業を開始した後速やかに」とあるのは「令和9年3月31日までに」とする。</p> <p>(施行日から令和8年6月30日までに設置工事に着手する場合の経過措置)</p> <p>5 第7条の規定は、施行日から令和8年6月30日までに事業者が設置工事に着手する太陽光発電設備については、適用しない。</p> <p>6 前項の太陽光発電設備に対する第8条第1項の規定の適用については、同項中「前条の協議を終えた後、次条第1項の規定による届出をする前に」とあるのは、「次条第1項の規定による届出をする前に」とする。</p> <p>7 附則第5項の太陽光発電設備に対する第9条第1項の規定の適用については、同項中「着手する日の30日前までに、第7条の協議及び前条第3項」とあるのは、「着手する日の30日前までに(令和8年4月30日以前に設置工事に着手するものにあつては、着手の日までに)前条第3項」とする。</p> <p>(施行日前の説明会の効力)</p> <p>8 施行日前に行われた第8条の規定による説明会その他の行為は、同条の規定により行われた説明会その他の行為とみなす。</p>
<p>規則</p>	<p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日前に事業者が設置の工事に着手した太陽光発電設備に対する第8条本文の規定の適用については、同条本文中「第4条各号」とあるのは、「第4条各号及び第6条第1項各号(第5号を除く。)」とする。</p>

■ 条例の施行日前に設置工事に着手した場合（施行日前に設置済みの場合も含む）

令和9年3月31日までに標識を設置の上、事業開始の届出を提出してください。

■ 令和8年4月中に設置工事に着手する場合

事前協議は省略します。

条例の規定に従って周辺関係者への説明会を実施の上、工事着手日までに事業計画の届出を提出してください。

■ 令和8年5月～6月末までに設置工事に着手する場合

事前協議は省略します。

条例の規定に従って周辺関係者への説明会を実施の上、工事着手の30日前までに事業計画の届出を提出してください。

■ 主な手続に係る経過措置のイメージ図



